

2019年6月15日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」  
における信託期間変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」の信託期間は、2020年3月13日までとなっておりますが、ファンドの運用状況等を勘案の上、引き続き受益者のみなさまに投資機会を提供させていただくため、信託期間を延長する約款変更を2019年6月15日に実施いたしました。

また、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）」を構成する7ファンドのうち、円コース（毎月決算型）以外の6ファンド（米ドルコース／豪ドルコース／ブラジル・リアルコース／中国元コース／インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）、マネー・プール・ファンドⅡ（年2回決算型））が2020年3月13日付で満期償還を迎えることに伴う約款変更を2020年3月12日に予定しておりますので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド  
世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
2. 変更日
  - ①信託期間の延長  
2019年6月15日
  - ②ファンド名称の変更
  - ③スイッチングに係る規定の削除
  - ④繰上償還条項の変更  
2020年3月12日

3. 変更内容（詳細につきましては、別紙をご参照ください。）

①信託期間の延長

項目	変更後	変更前
信託期間	2025年3月14日まで	2020年3月13日まで

②ファンド名称の変更

	新	旧
ファンド 名称	世界投資適格債オープン（ <u>為替ヘッジあり</u> ）（毎月決算型）	世界投資適格債オープン（ <u>通貨選択型</u> ）円コース（毎月決算型）
（ご参考） 新聞略称	適格債 <u>毎へ有</u>	適格債 <u>円</u>

③スイッチングに係る規定の削除

④繰上償還条項の変更

4. 円コース（毎月決算型）の信託期間延長にかかるご注意事項

円コース（毎月決算型）の信託期間は延長されましたが、スイッチング（乗換え）対象の下記ファンドは2020年3月13日に満期償還する予定のため、スイッチングのお申込み受付は2020年3月11日までとなります。

【スイッチング対象ファンド】

世界投資適格債オープン（通貨選択型）

円コース／米ドルコース／豪ドルコース／ブラジル・リアルコース／

中国元コース／インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）、

マネー・プール・ファンドⅡ（年2回決算型）

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

## 約款変更新旧対照表

世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

変更後（新）	変更前（旧）
（信託期間） 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2025年3月14日</u> までとします。	（信託期間） 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2020年3月13日</u> までとします。

以上

## 約款変更新旧対照表

世界投資適格債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>世界投資適格債オープン（<u>為替ヘッジあり</u>） （毎月決算型）</p> <p>信託約款</p> <p>三菱UFJ国際投信株式会社</p>	<p>世界投資適格債オープン（<u>通貨選択型</u>） <u>円コース</u>（毎月決算型）</p> <p>信託約款</p> <p>三菱UFJ国際投信株式会社</p>
<p>世界投資適格債オープン（<u>為替ヘッジあり</u>）（毎月 決算型） －運用の基本方針－</p>	<p>世界投資適格債オープン（<u>通貨選択型</u>）<u>円コース</u> （毎月決算型） －運用の基本方針－</p>
<p>追加型証券投資信託 世界投資適格債オープン <u>（為替ヘッジあり）</u>（毎月決算型） 約款</p>	<p>追加型証券投資信託 世界投資適格債オープン <u>（通貨選択型）円コース</u>（毎月決算型） 約款</p>
<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略） ②～④（略） ⑤ &lt;削除&gt;</p> <p>⑥～⑦（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略） ②～④（略） ⑤ <u>別に定める各信託（この信託を除きます。）の受 益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます 。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にか かる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取 得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委 託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める 手数料および当該手数料に係る消費税等に相当す る金額を加算した価額とします。</u> ⑥～⑦（略）</p>
<p>（信託契約の解約） 第39条（略） ②（略） ③ 委託者は、信託契約の一部を解約することによ り、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場 合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合にお いて、委託者は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>（信託契約の解約） 第39条（略） ②（略） ③ 委託者は、信託契約の一部を解約することによ り、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場 合、<u>または別に定める各信託（世界投資適格債オー プン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドⅡ（ 年2回決算型）を除きます。）の受益権の総口数を 合計した口数が60億口を下ることとなった場合</u>に は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合におい て、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を 監督官庁に届出ます。</p> <p>④～⑦（略）</p>

<p><u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>(付表)  <u>約款第13条第5項および第39条第3項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） 米ドルコース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） ブラジル・リアルコース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） 中国元コース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）</u>  <u>世界投資適格債オープン（通貨選択型） マネー・プール・ファンドⅡ（年2回決算型）</u></p>
--------------------------	--

以上